

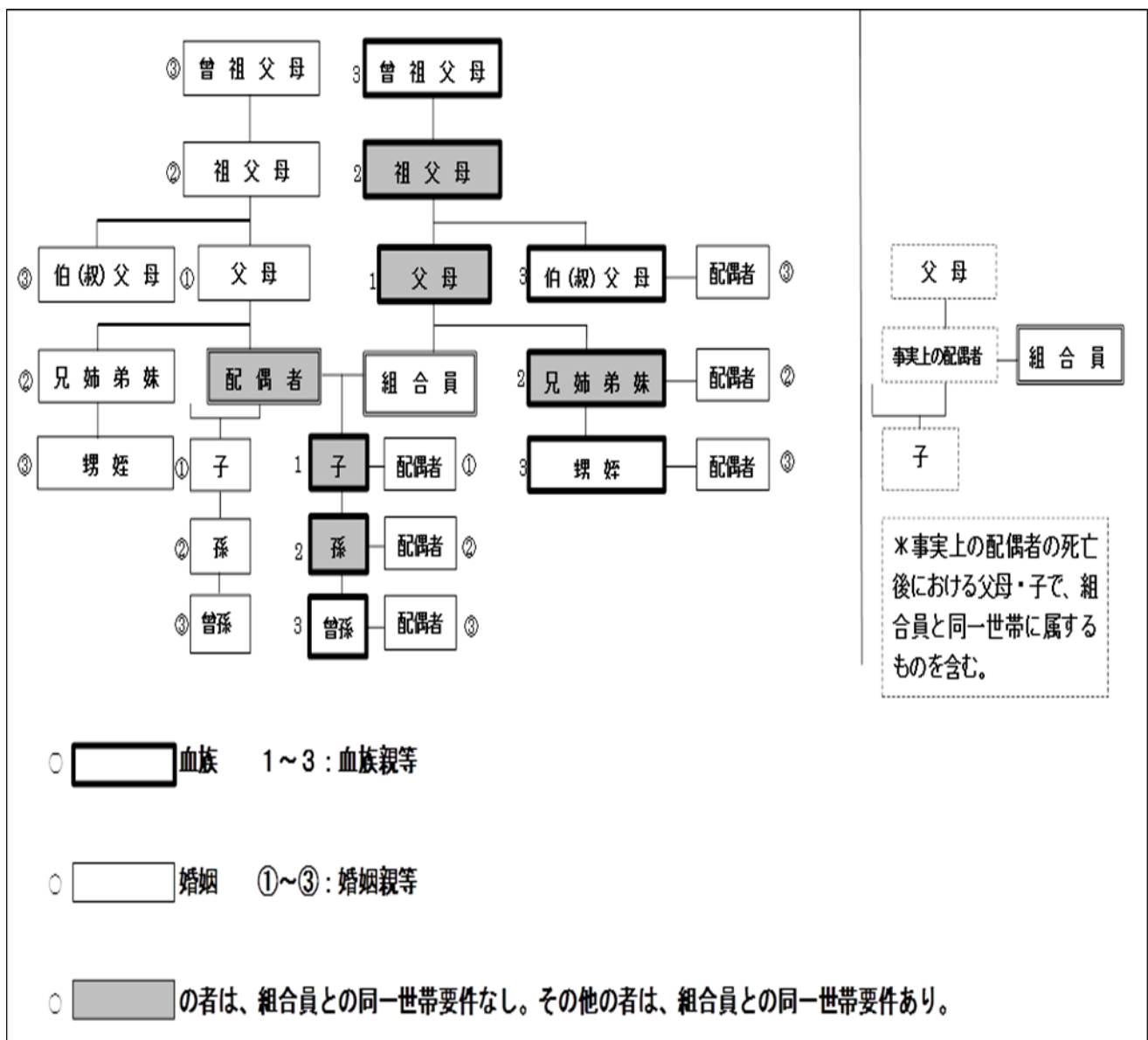
公立学校共済組合山梨支部の被扶養者の要件を備える者について

次の「公立学校共済組合山梨支部の被扶養者の要件を備える者の内容」についてよくお読みいただき、この度の事例が合致しているかご確認の上、共済組合員申告書(被扶養者)の提出をお願いいたします。

1 被扶養者の範囲

組合員の3親等内の親族等であり、「主として組合員の収入により生計を維持している者」かつ「日本国内に住所を有している者」であること。

(1) 身分関係



(2) 生計維持関係

次の場合は、「主として組合員の収入により生計を維持している者」には該当しませんので、被扶養者として認定することはできません。

- ① 被扶養者の認定を受けようとする者について、組合員以外の者が、扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国その他から受けている場合
- ② 共済組合の組合員、健康保険等の被保険者である場合
- ③ 年額130万円以上の恒常的な所得がある場合。ただし、60歳以上の者又は、障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者については年額180万円以上の恒常的な所得がある場合

(参考) 所得の考え方について

- ※1 被扶養者認定の際の所得は、税法上の「所得」と異なり、一時的な収入以外の恒常的な収入(給与所得・公的年金・個人年金(一括で受け取る場合は除く。))・財形年金・傷病手当金・株の配当所得・雇用保険の基本手当等・事業所得・農業所得・家賃収入・修習資金(奨学金は除く。))などは、すべて所得に含みますのでご注意ください。
- ※2 給与所得者については給与所得控除前の金額(総収入金額)、事業所得者等については必要経費(税法上の必要経費とは異なります。)を控除した後の金額が、恒常的な収入になります。(必要経費として認められないもの: 租税公課、接待交際費、損害保険料、減価償却費、利子割引料、貸倒引当金、価格変動準備金、青色申告特別控除額、農業共済掛金、土地改良費、専従者控除、専従者給与等)
- ※3 株の譲渡収入は、(譲渡価額－取得価額)とし、株等を保有し続けている間に発生する譲渡収入は、恒常的な所得になります。ただし、保有している株等を1度に全て譲渡した場合は一時的な所得とみなし、全て譲渡した日以降の収入はないものとして取り扱います(全ての株等を譲渡することが1年間で複数回行われる場合を除く)。
- ④ パート・アルバイト等の収入が3ヶ月連続で月額108,334円以上になった場合
(60歳以上の者で給与収入がある場合は、月額150,000円以上)
 - ⑤ 雇用保険の基本手当等の受給日額が、3,612円以上の場合。ただし、60歳以上の者又は、障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者は、受給日額が5,000円以上となる。(雇用保険の基本手当等だけは、他の所得と異なり、日額で所得を判断します。)
 - ⑥ 被扶養者の認定を受けようとする者が2人以上の者から扶養されており、組合員が主たる扶養者ではない場合(共同扶養)
 - ⑦ 同一世帯要件なしの者が別居している時(配偶者と子は除く)、組合員からの送金が被扶養者の全収入(組合員からの送金含む)の3分の1以上でなかった場合

(3) 国内居住要件

日本国内に住所を有していること。ただし、日本国内に住所を有していても、就労を目的として海外に渡航する場合は、被扶養者として認定することはできません。

日本国内に住所を有していない場合であっても、以下の者は国内居住要件を満たすものとして取り扱います。

- ① 一時的に外国に留学する学生
- ② 一時的に外国に赴任する組合員に同行する家族
- ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- ④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められるもの

2 被扶養者の認定日

被扶養者の認定日については、事実発生日から30日以内に所属所が受け付けた場合、事実発生日が認定日となります。所属の受付が30日を超えた場合は、所属所の受付日が認定日となります。